

平成29年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成29年3月3日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	1
議 案	2	市道路線の認定について	5
議 案	3	財産の無償譲渡について	13
議 案	4	財産の無償譲渡について	15
議 案	5	財産の無償貸付けについて	17
議 案	6	民事調停の成立について	19
議 案	7	泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議について	25
議 案	8	田尻町の屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務を泉南市が受託することに関する協議について	31
議 案	9	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	10	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	39
議 案	11	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議 案	13	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	14	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	63
議 案	15	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	67
議 案	16	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	77
議 案	17	南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	18	平成28年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	91
議 案	19	平成28年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	151
議 案	20	平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	157
議 案	21	平成29年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	22	平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	23	平成29年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊

議案	24	平成29年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議案	25	平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議案	26	平成29年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議案	27	平成29年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	28	平成29年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議案	29	平成29年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議案	30	平成29年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議案	31	平成29年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議案	32	平成29年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議案	33	平成29年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案	34	平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議案	35	平成29年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議案	36	平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	37	平成29年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	38	平成29年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	39	平成29年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市新家2394番地
氏 名	太田 淳子（おおた じゅんこ）
生年月日	昭和45年5月19日
職 業	非常勤講師

提案理由

太田淳子氏は、平成29年3月31日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

太田 淳子 氏 経歴

平成	4年	3月	同志社女子大学学芸学部英文学科卒業
同	4年	4月	和歌山英数学館予備校入社
同	6年	9月	私立開智中学校英語講師
同	10年	10月	泉南市立泉南中学校臨時講師
同	17年	6月	和泉学園非常勤講師（現在に至る。）
同	22年	4月	泉南市PTA協議会副会長
同	25年	4月	泉南市教育委員会委員（現在に至る。）

議案第2号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

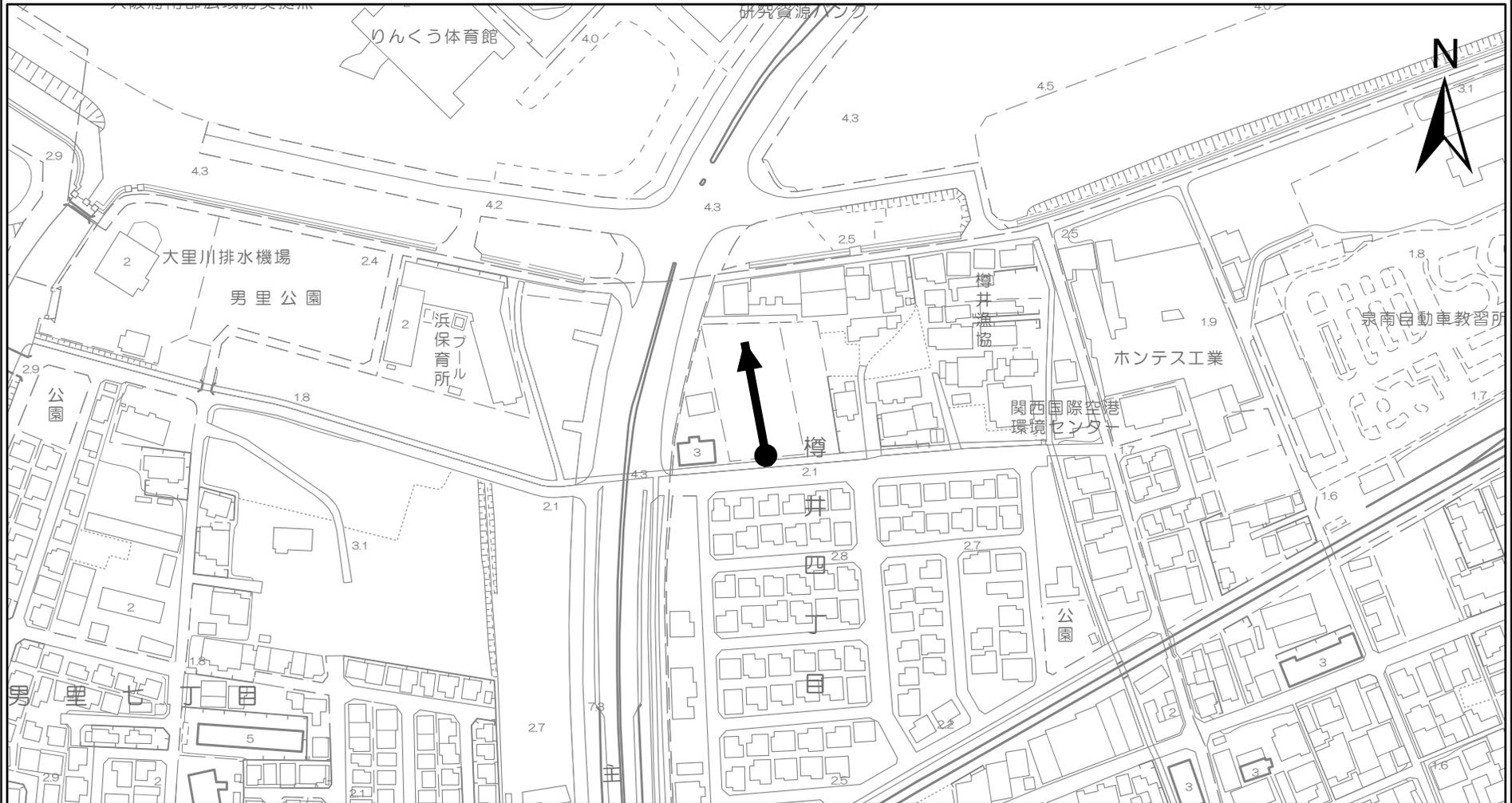
1 認定路線

路線名	起 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
樽井男里1号線支線	樽井四丁目1871-16番地先	6.0m ~ 6.0m	51.9m	
	樽井四丁目1871-18番地先			
鳴滝福井池線支線	樽井九丁目1190-12番地先	6.0m ~ 6.0m	71.1m	
	樽井九丁目1190-9番地先			
鳴滝宮本本田池線支線	信達市場1901-4番地先	6.0m ~ 6.0m	89.9m	
	信達市場1901-13番地先			

路線名	起 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
谷口池南住宅内線	樽井三丁目 2 3 4 3 番地先	5.0m ~ 4.5m	71.1m	
	樽井三丁目 2 3 3 9 - 7 番地先			
樽井南住宅内線支線	樽井三丁目 2 3 4 0 - 1 2 番地先	6.0m ~ 5.0m	48.0m	
	樽井三丁目 2 3 4 0 - 1 1 番地先			

(526) 樽井男里1号線支線

路線認定図



凡 例	起 点	樽井四丁目1871-16番地先	延 長 m	幅 員 m
 認定路線	終 点	樽井四丁目1871-18番地先	51.90	最小 6.00 最大 6.00

(527) 鳴滝福井池線支線

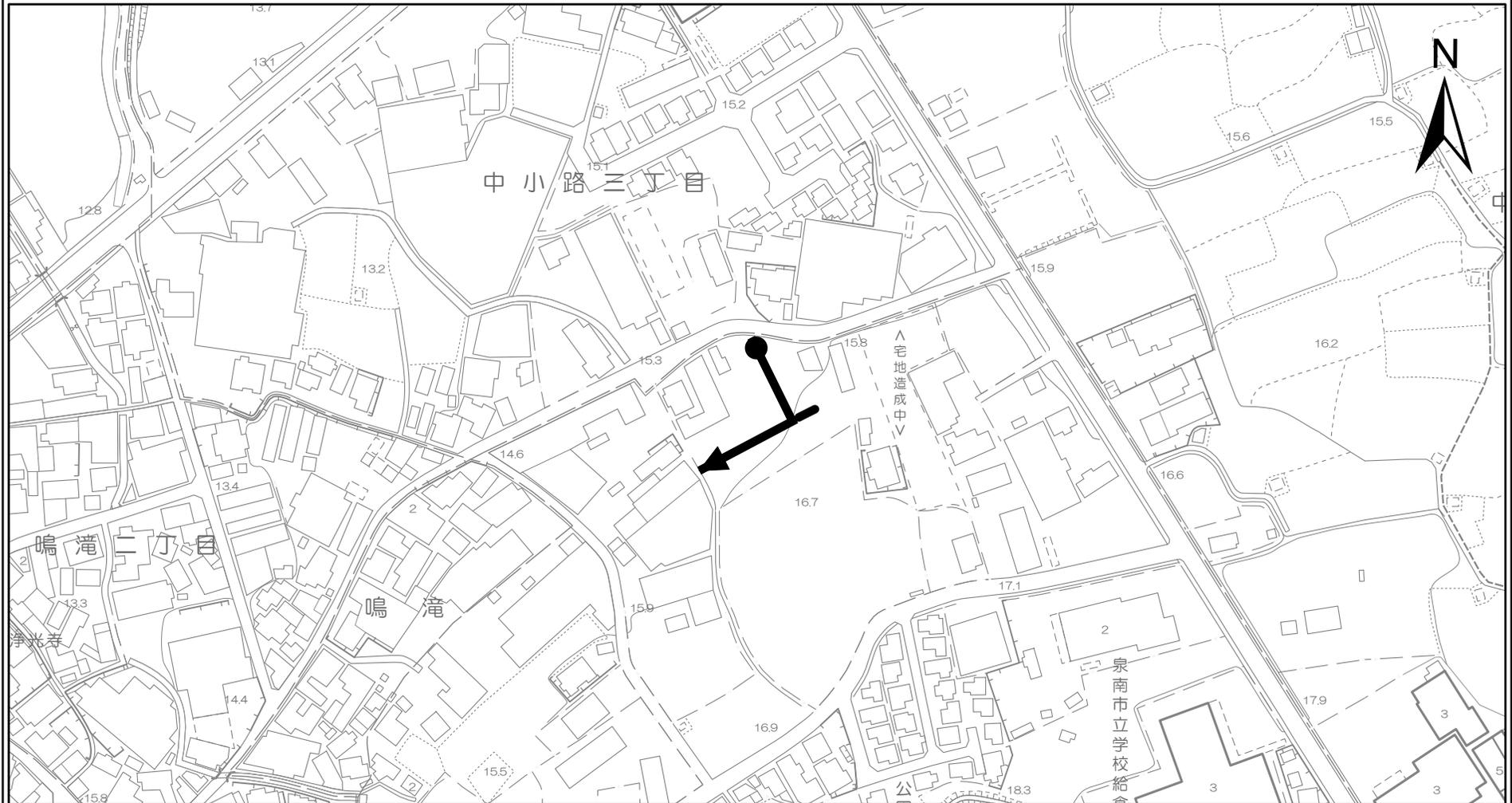
路線認定図



凡 例	起 点	延 長 m	幅 員 m
 認定路線	樽井九丁目 1190-12 番地先	71.07	最小 6.00 最大 6.00
	終 点		
	樽井九丁目 1190-9 番地先		

(528) 鳴滝宮本本田池線支線

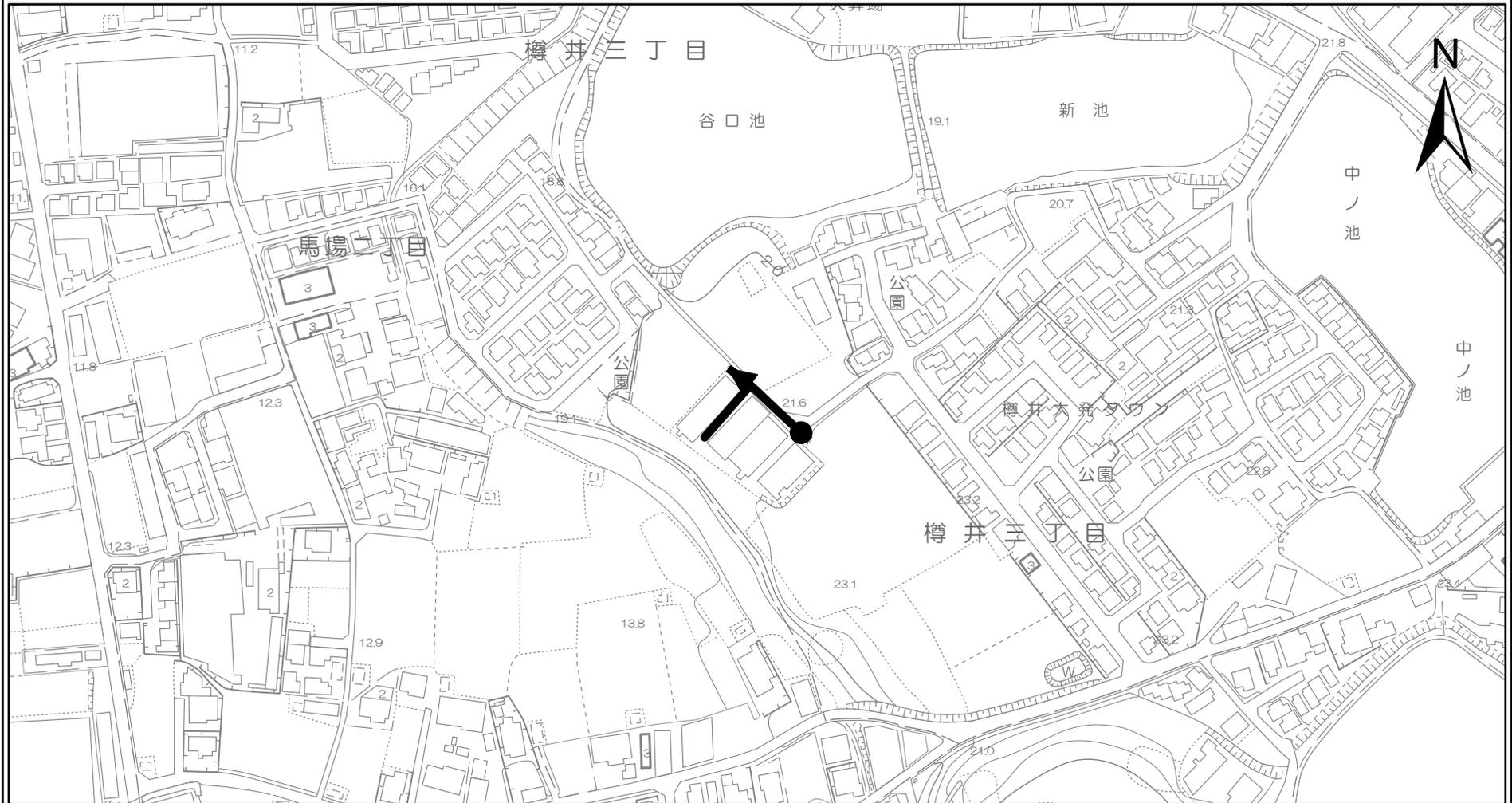
路線認定図



凡 例	起 点	信達市場 1901-4番地先	延 長 m	幅 員 m
 認定路線	終 点	信達市場 1901-13番地先	89.87	最小 6.00 最大 6.00

(529) 谷口池南住宅内線

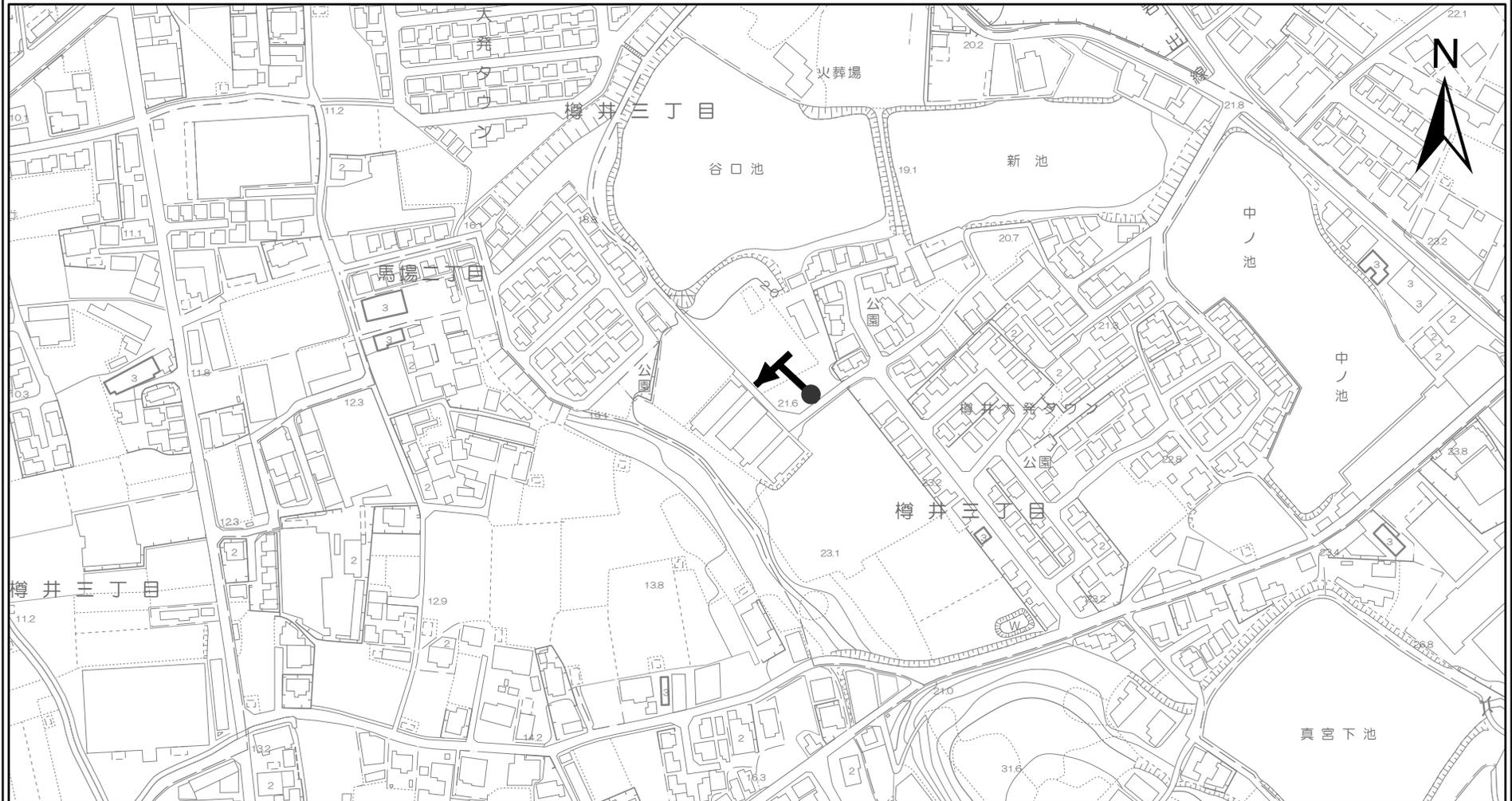
路線認定図



凡 例	起 点	樽井三丁目 2343 番地先	延 長 m	幅 員 m
 認定路線	終 点	樽井三丁目 2339-7 番地先	71.06	最小 4.54 最大 5.00

(530) 樽井南住宅内線支線

路線認定図



凡 例	起 点	樽井三丁目 2340-12 番地先	延 長 m	幅 員 m
 認定路線	終 点	樽井三丁目 2340-11 番地先	48.00	最小 5.00 最大 6.00

議案第3号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 財産の表示

(1) 建物

所 在	泉南市樽井六丁目1386番地1
家屋番号	1386番1
種 類	園舎
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき2階建
床 面 積	1階 776.00㎡ 2階 773.17㎡

(2) 遊具その他物品

2 相手方

大阪府貝塚市橋本1060番地の5
社会福祉法人 貝塚中央福祉会
理事長 田中 正清

3 目的

社会福祉法人貝塚中央福祉会に、たるいこども園園舎の無償譲渡を行い、同法人に特定教育・保育施設として利用させることで、保護者のニーズに合わせた特別保育事業のほか、子どもや保護者に寄り添ったきめ細かい子育て支援事業が実施されることを目的とする。

4 条件

無償譲渡する建物は、特定教育・保育施設の運営に使用するものとし、他の目的に供してはいけない。

5 譲渡をする日

平成29年4月1日

議案第4号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 財産の表示

(1) 建物

所 在	泉南市樽井八丁目2257番地、1253番地1
家屋番号	2257番
種 類	保育所
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床 面 積	1階 572.51㎡ 2階 264.65㎡

(附属建物)

種 類	保育所
構 造	鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建
床 面 積	1 5 1 . 3 3 m ²

(2) 遊具その他物品

2 相手方

東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

株式会社 ニチイ学館

代表取締役 寺田 明彦

3 目的

株式会社ニチイ学館に、泉南保育園園舎の無償譲渡を行い、同法人に特定教育・保育施設として利用させることで、保護者のニーズに合わせた特別保育事業のほか、子どもや保護者に寄り添ったきめ細かい子育て支援事業が実施されることを目的とする。

4 条件

無償譲渡する建物は、特定教育・保育施設の運営に使用するものとし、他の目的に供してはいけない。

5 譲渡をする日

平成29年4月1日

議案第5号

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 財産の表示

- | | |
|--------|-----------|
| (1) 所在 | 泉南市樽井八丁目 |
| 地番 | 1253番1 |
| 地目 | 田 |
| 地積 | 688㎡ |
| (2) 所在 | 泉南市樽井八丁目 |
| 地番 | 1761番1 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 1,084.48㎡ |

(3) 所在	泉南市樽井八丁目
地番	2257番
地目	田
地積	1,889 m ²
合計面積	3,661.48 m ²

2 相手方

東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

株式会社 ニチイ学館

代表取締役 寺田 明彦

3 目的

株式会社ニチイ学館に、泉南保育園用地の無償貸付けを行い、同法人に特定教育・保育施設として利用させることで、保護者のニーズに合わせた特別保育事業のほか、子どもや保護者に寄り添ったきめ細かい子育て支援事業が実施されることを目的とする。

4 条件

無償貸付けする財産は、特定教育・保育施設の運営に使用するものとし、他の目的に供してはいけない。

5 無償貸付けを行う期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日

議案第6号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成28年（ノ）第28号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 申立人

住所 泉南市樽井八丁目16番18号

氏名 山原 邦則

2 調停成立の方針

(1) 泉南市は、平成30年3月末日限り、次の工事を行うよう努力する。

① 鉄砲水対策工事

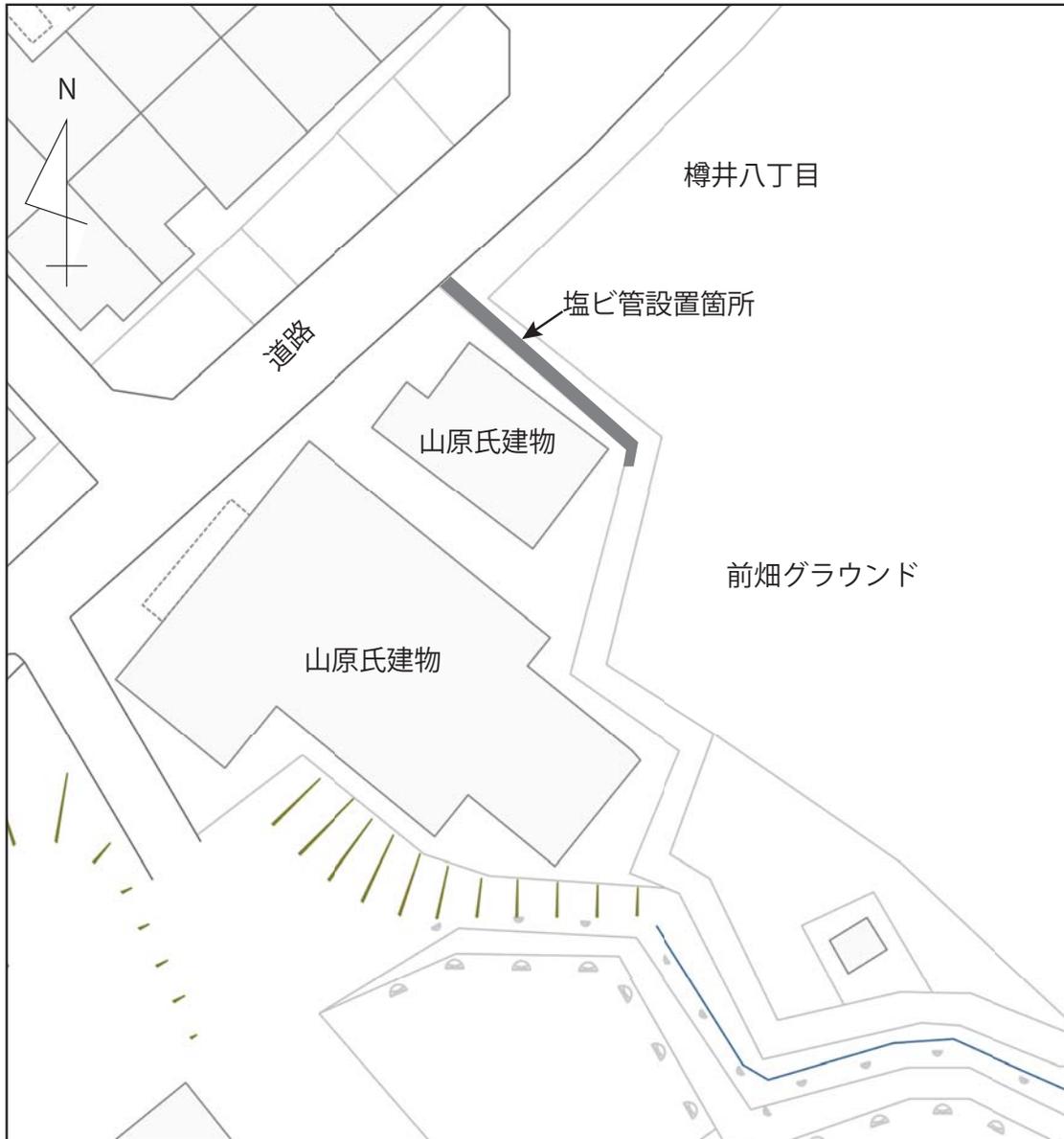
別紙図面1記載のとおり塩ビ管を設置し、公園からの排水を、塩ビ管を通して流すための工事

② フェンスのかさ上げ工事

別紙図面2記載の箇所に、簡易フェンスを設置する工事

- (2) 泉南市は、前畑グラウンドについて、市の判断で、通常の方法で行う。
- (3) 申立人及び泉南市は、申立人と泉南市との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 調停費用は、各自の負担とする。

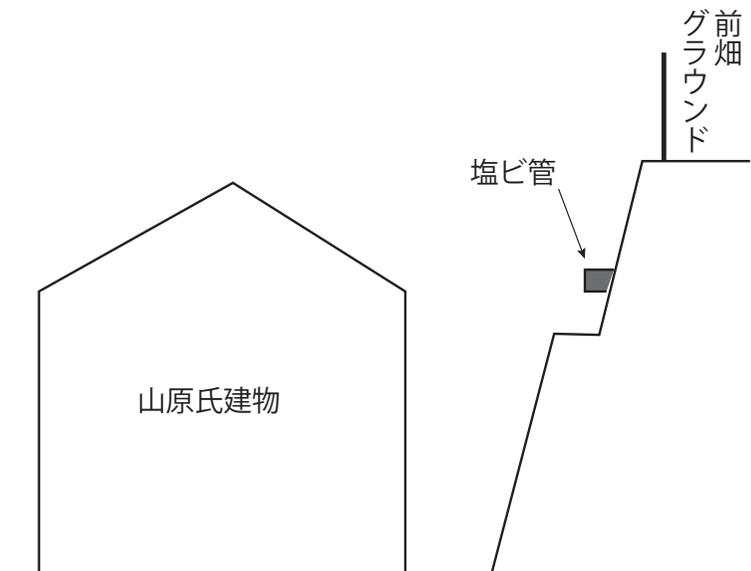
別紙図面 1



鉄砲水対策工事箇所



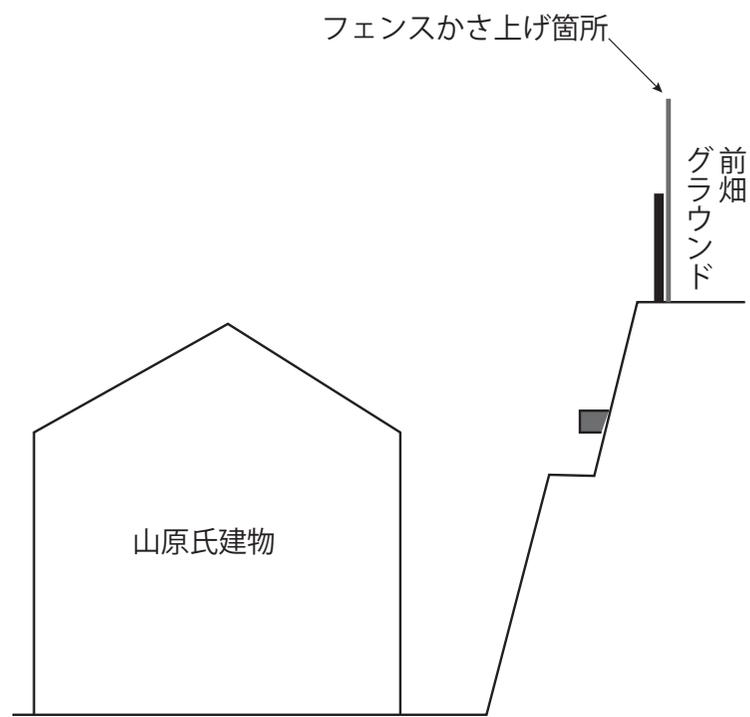
前畑グラウンド全体図



別紙図面 2



フェンスかさ上げ工事箇所



議案第6号参考

経緯

申立人より、自宅に隣接している前畑グラウンドの排水処理鉄砲水対策をすること及び雑木伐採や草刈り等適宜の管理を行うこと並びに自宅と接している箇所フェンスのかさ上げ工事をすることを求めるとの要旨で平成28年8月31日に、泉南市を相手方として佐野簡易裁判所に調停の申立てがあった。

議案第7号

泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議について

2市2町による広域まちづくり課を共同設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により阪南市、田尻町及び岬町と協議するにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

まちづくり・土地利用規制に関する権限移譲事務等を共同処理するため、2市2町による広域まちづくり課を共同設置することについて、関係市町と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する規約

(設置)

第1条 泉南市、阪南市、田尻町及び岬町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により同法第158条第1項に規定する内部組織を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する内部組織の名称は、広域まちづくり課とする。

(幹事市)

第3条 広域まちづくり課の幹事市（以下単に「幹事市」という。）は、泉南市とする。

(執務場所)

第4条 広域まちづくり課の執務場所は、大阪府泉南市樽井一丁目1番1号泉南市役所内とする。

(処理する事務)

第5条 広域まちづくり課は、次の各号に掲げる事務のうち、関係市町の長が協議により定めるものを処理する。

- (1) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき大阪府から関係市町が移譲を受けた事務のうち、まちづくり及び土地利用規制に関するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係市町の権限に属する事務のうち、まちづくり及び土地利用規制に関するもの

(職員の選任方法)

第6条 広域まちづくり課の職員は、関係市町の長の協議により定める職員の候補者の中から、幹事市の長がこれを選任する。

2 広域まちづくり課の職員の定数は、関係市町の長が協議して定める。

3 幹事市の長は、第1項の規定により職員を選任したときは、速やかに、その旨を幹事市を除く関係市町（以下「他の関

係市町」という。)の長に通知しなければならない。

- 4 幹事市の長は、広域まちづくり課の職員に欠員が生じたときは、速やかに、その旨を他の関係市町の長に通知するとともに、第1項の規定により職員を選任する。

(負担金)

第7条 広域まちづくり課に要する経費は、関係市町が負担するものとし、負担金の額は、関係市町の長が協議して定める。

- 2 他の関係市町は、前項の規定による負担金を、幹事市に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期は、関係市町の長が協議して定める。

(予算)

第8条 幹事市の長は、広域まちづくり課に関する収入及び支出については、同市の一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(決算報告)

第9条 幹事市の長は、広域まちづくり課に関する決算を同市の議会の認定に付したときは、当該決算を他の関係市町の長に報告しなければならない。

(関係市町の諸規程)

第10条 関係市町の長は、広域まちづくり課に関する条例、規則その他関係規程について、相互に調整するよう努めなければならない。

(職員の身分の取扱い)

第11条 広域まちづくり課の職員は、幹事市の職員の身分として取扱う。

(連絡会議)

第12条 関係市町の長は、広域まちづくり課に関する連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、広域まちづくり課の共同設置に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 広域まちづくり課の設置のために必要な行為は、前項の施行期日前においても行うことができる。

議案第8号

田尻町の屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務を泉南市が受託することに関する協議について

屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務を田尻町から受託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、田尻町と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務を田尻町から受託することについて、田尻町と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

田尻町の屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務を泉南市に委託することに関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 田尻町は、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）の規定に基づき、大阪府から権限移譲を受けた屋外広告物の許可事務等及び措置命令等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉南市に委託する。

(管理及び執行)

第2条 委託事務の管理及び執行については、泉南市の条例及び規則その他関係規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、田尻町の負担とする。

2 前項に規定する経費の額及び支払の時期は、泉南市長と田尻町長が協議して定める。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴う収入の帰属は、全て泉南市の収入とする。

(予算)

第5条 泉南市長は、委託事務の管理及び執行に関する収入及び支出については、同市の歳入歳出予算において計上する。

(決算報告)

第6条 泉南市長は、委託事務に関する決算を同市の議会の認定に付したときは、当該決算を田尻町長に報告しなければならない。

(連絡会議)

第7条 泉南市長及び田尻町長は、委託事務に関する連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 泉南市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ田尻町長と協議しなければならない。

2 泉南市長は、前項に規定する条例等が制定され、又は改廃されたときは、田尻町長に通知するものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、泉南市長及び田尻町長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

議案第9号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

現行の人権推進部の事務分掌を総合政策部の事務分掌に統合することにより、多様化する人権課題への対応に関し、全部局との調整をより円滑に進め、限られた人員と財源の中で政策立案機能の充実を図るための体制整備を行い、もって、人権行政の推進に資するため、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第2条総合政策部の項に次の4号を加える。

(6) 同和問題解決のための施策に関する事。

(7) 人権ふれあいセンターに関する事。

(8) 人権推進に関する事。

(9) 男女平等参画施策に関する事。

第2条人権推進部の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（泉南市議会委員会条例の一部改正）

2 泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務産業常任委員会中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

議案第10号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市行政評価第三者評価委員会の設置及び当該委員の報酬を定めるとともに目的を達成した附属機関について廃止する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市指定管理者管理運営施設第三者評価委員会の項中「第三者」を「第三者」に改め、同項の次に次のように加える。

泉南市行政評価第三者評価委員会	市の実施する行政評価の検証及び評価に関する事項
-----------------	-------------------------

同表(仮) 泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会の項、泉南市マスコットキャラクター選定委員会の項及び泉南市生活保護行政適正化推進委員会の項を削る。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表指定管理者管理運営施設第三者評価委員会委員の項中「第三者」を「第三者」に改め、同項の次に次のように加える。

泉南市行政評価第三者評価委員会委員	日額 7,500円
-------------------	-----------

同表(仮) 泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会委員の項、マスコットキャラクター選定委員会委員の項及び生活保護行政適正化推進委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる必要から本条例を提案するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加え、同条第3項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」

と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替える。」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条第2項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。」に改める。

第10条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第14条第2項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第4項中「第2項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第14条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第15条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「その養育する子の1歳到達日」を「その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第2項中「勤務時間条例第15条の規定により生後1年に達しない子を育てる場合の休暇を承認されて

いる職員」を「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「当該休暇を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第2項の規定により長期介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該長期介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該長期介護休暇に係る第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第2項に規定する指定期間については、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 1 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国家公務員に準じ、本市一般職の職員の扶養手当等について、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中「身体又は精神に著しい障害のある者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第14条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第15条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「満22才」を「満22歳」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「新たに職員」を「、新たに職員」に、「、その者が職員」を「その者が職員」に、「扶養親族がない職員」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員」に改め、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては、」を「生じたときは」に、「、それぞれその者」を「それぞれその者」に、「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「扶養手当の支給」を「、扶養手当の支給」に改め、同条第3項中「これを

受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる満22才未満の子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該満22才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる満22才未満の子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該満22才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年泉南市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中「身体又は精神に著しい障害のある者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この条において「改正後条例」という。)第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」

とあるのは、

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後条例第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「（一般職給料表の適用を受ける職員で

その職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 13 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市の財政状況を勘案し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、市長、副市長及び教育長の給与支給額を減額するために、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成33年3月31日」に、「765,000円」を「722,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）による改正内容のうち、軽自動車税におけるグリーン化特例措置が 1 年延長され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市条例において所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の7第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第73条第2号アの項中「第73条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、「第73条の規定」の次に「の適用」を加え、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第73条第2号アの項中「第73条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第73条第2号アの項中「第73条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第73条第2号アの項中「第73条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 新条例附則第9条の7の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

議案第15号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

都市計画法に基づく開発行為の許可等及び宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等の審査事務等に係る手数料について、本市条例において定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表48の項を同表第50の項とし、同表47の項の次に次のように加える。

48	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(1) 法第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は法第11条に規定する協議の申出に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以下のときは13,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは23,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは33,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは51,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは73,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは120,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のときは180,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方
----	---	--	--

		<p>メートル以下のときは 270,000 円、 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方 メートル以下のときは 360,000 円、 100,000 平方メートルを超えるときは 460,000 円</p>
	<p>(2) 法第 12 条第 1 項の規定に基づく工事の 変更許可の申請又は同条第 3 項において準 用する第 11 条の規定に基づく変更協議の 申出に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（ただし、そ の額が 460,000 円を超えるときは、その 手数料額は 460,000 円とする。）</p> <p>ア 切土又は盛土をする土地（以下この 項において「切土等の土地」とい う。）に係る宅地造成に関する工事の 計画の変更（イのみに該当する場合を 除く。）については、切土等の土地の 面積（イに規定する変更を伴う場合に あっては変更前の切土等の土地の面 積、土地の面積が減少する場合にあっ ては当該減少後の土地の面積）に応 じ、(1)に規定する額に 10 分の 1 を乗じ て得た額</p> <p>イ 新たに切土等の土地を編入する宅地 造成に関する工事の計画の変更につい</p>

			ては、新たに編入する切土等の土地の面積に応じ、(1)に規定する額 ウ その他の変更については、12,000円
		(3) 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面の交付	ア 法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付 4,800円 イ 法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面の交付 980円
49	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	(1) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可申請のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行われるものに対する審査	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき1件につき10,000円、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき1件につき26,000円、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき1件につき51,000円、6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき1件につき100,000円、10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき1件につき150,000円、30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき1件につき、210,000円、60,000平方

	メートル以上 100,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 260,000 円、100,000 平方メートル以上のとき 1 件につき 360,000 円
(2) 法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為の許可申請又は法第 34 条の 2 第 1 項に規定する協議の申出のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行われるものに対する審査	開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 15,000 円、1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 36,000 円、3,000 平方メートル以上 6,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 77,000 円、6,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 140,000 円、10,000 平方メートル以上 30,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 240,000 円、30,000 平方メートル以上 60,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 320,000 円、60,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 400,000 円、100,000 平方メートル以上のとき 1 件につき 560,000 円

		<p>(3) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可申請又は法第34条の2第1項に規定する協議の申出のうち、(1)及び(2)に規定する目的以外の目的で行われるものに対する審査</p>	<p>開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 100,000 円、1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 150,000 円、3,000 平方メートル以上 6,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 230,000 円、6,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 310,000 円、10,000 平方メートル以上 30,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 460,000 円、30,000 平方メートル以上 60,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 600,000 円、60,000 平方メートル以上 100,000 平方メートル未満のとき 1 件につき 780,000 円、100,000 平方メートル以上のとき 1 件につき 1,000,000 円</p>
		<p>(4) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請又は法第35条の2第4項において準用する第34条の2第1項の規定に基づく変更協議の申出に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が 1,000,000 円を超える場合は、その手数料の額を 1,000,000 円とする。） ア 開発行為に関する設計の変更（イの</p>

		<p>みに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、(1)から(3)までに規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、(1)から(3)までに規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、12,000円</p>
	(5) 法第37条ただし書の規定に基づく同条第1号に該当するときの建設又は建築の承認の申請に対する審査	1件につき2,000円
	(6) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するも

		<p>のの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が 10,000 平方メートル未満のとき 2,100 円</p> <p>イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が 10,000 平方メートル以上のとき 3,200 円</p> <p>ウ その他の目的で行う開発行為であるとき 21,000 円</p>
	(7) 法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙 1 枚につき 510 円
	(8) 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定に基づく書面の交付	<p>ア 開発行為の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付 4,800 円</p> <p>イ 建築許可を受けた証明 980 円</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の表第48及び第49の項の規定は、前項の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第16号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

児童福祉法の改正に伴いひとり親家庭の医療費助成制度の養育者の規定を整備する必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。
第1条の2第3号中「第1項」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第17号

南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

用途地域の変更に伴い、南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づき当該区域内における建築物及び緑化率の最低限度の制限を変更すること、並びに建築基準法第107条の規定に基づく罰則規定の内容について他の地区の地区計画の区域内においても整合性を図る必要があるため、本条例を提案するものである。

南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「建築物」の次に「及び緑化率」を加える。

第1条中「平成元年」を「平成29年」に、「第28号」を「第 号」に、「以下「りんくうタウン南・中地区地区計画」という。」を「以下「地区計画」という。」に改め、「制限」の次に「及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度」を加える。

第2条中「並びにりんくうタウン南・中地区地区計画」を「及び都市緑地法並びに地区計画」に改める。

第3条中「りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内（地区整備計画を定めた区域に限る）」を「地区計画の区域の内、地区整備計画を定めた区域（以下「適用区域」という）」に改める。

第4条中「りんくうタウン南・中地区地区計画」を「地区計画」に改める。

第11条を第13条とし、第10条第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「敷地を分割した」を「敷地面積を減少させた」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
第10条第2項中「第3号」を「第4号」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を

加える。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(緑化率の最低限度)

第8条 適用区域内での緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、10分の2以上でなければならない。

- 2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条の規定による。
- 3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - (1) この条例の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において既に着手していた新築又は増築の工事に着手していた建築物
 - (2) 増築後の建築物の床面積の合計が、当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超

えない範囲のもの

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 建築物の用途の制限（第5条関係）

地区の名称	制限の内容
りんくう A 地区 [1]	(1) 住宅 (2) 併用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (5) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供するもの
りんくう A 地区 [2]	(1) 住宅（共同住宅は除く。） (2) 併用住宅 (3) 寄宿舍又は下宿 (4) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (5) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの (6) 自動車教習所

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 畜舎 (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供するもの
りんくう A 地区 [3]	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 併用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの（宝くじ売場その他これに類するものは除く。） (5) 自動車教習所 (6) 畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに付属するものは除く。） (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供するもの（ゲームセンターは除く。）
りんくう A 地区 [4]	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 併用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供するもの

りんくう B 地区 [1]	(1) 都市公園法第2条第2項に規定する施設の用に供する以外のもの (2) 都市公園法第6条の規定による公園管理者の許可を受けた同法第7条に規定する工作物その他の物件又は施設の用に供する以外のもの（ただし、南部大阪都市計画南大阪湾岸南部流域下水道南部水みらいセンターの区域は除く。）
りんくう B 地区 [2]	(1) 住宅 (2) 併用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 勝馬投票券発売所その他これに類するもの（宝くじ売場その他これに類するものは除く。） (5) 自動車教習所 (6) 畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに付属するものは除く。） (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に該当する営業の用に供するもの（ゲームセンターは除く。）
りんくう B 地区 [3]	(1) 都市公園法第2条第2項に規定する施設の用に供する以外のもの (2) 都市公園法第6条の規定による公園管理者の許可を受けた同法第7条に規定する工作物その他の物件又は施設の用に供する以外のもの（ただし、南部大阪都市計画泉南市南大阪湾岸南部流域関連公共下水道中部ポンプ場の区域は除く。）

別表第2 建築物の敷地面積の最低限度（第6条関係）

地区の名称	制限の内容
りんくう A 地区	500平方メートル
りんくう B 地区	500平方メートル

[2]

別表第3 壁面の位置の制限（第7条関係）

地区の名称	制限の内容
りんくう A 地区	道路境界線からの距離 1.5メートル
りんくう B 地区	道路境界線からの距離 5.0メートル
[2]	

（南部大阪都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 南部大阪都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「第4条」の次に「又は第5条」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第5条の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

（南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年泉南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「10万円」を「50万円」に改める。

（南部大阪都市計画岡田七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第4条 南部大阪都市計画岡田七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「10万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「第4条第1項」の次に「又は第6条第1項」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第6条第1項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

附 則

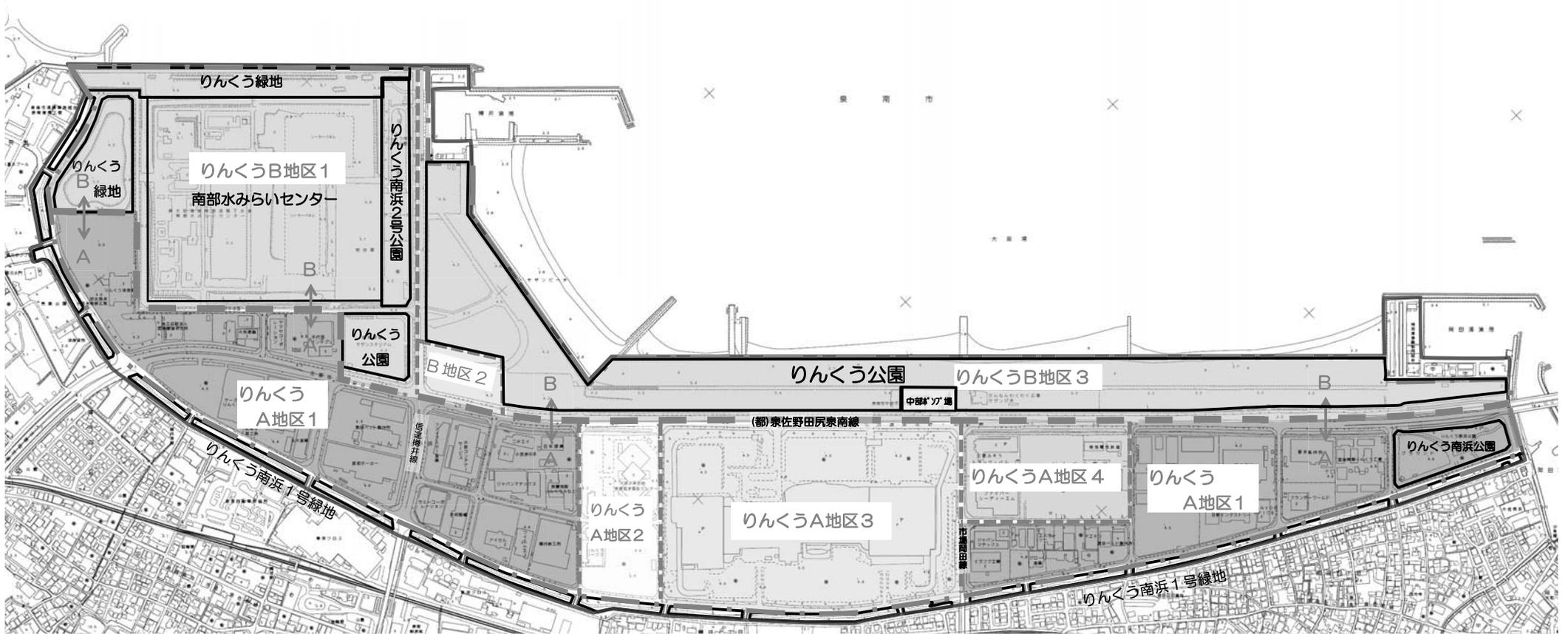
(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の南部大阪都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例第12条の規定及び第2条から第4条までの規定は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第17号参考(地区の細区分図)



議案第18号

平成28年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ460,338千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,660,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,595,390	131,020	2,726,410
	1)地方交付税	2,595,390	131,020	2,726,410
(12)分担金及び負担金		360,597	8,149	368,746
	1)負担金	360,597	8,149	368,746
(14)国庫支出金		4,928,956	△217,492	4,711,464
	1)国庫負担金	3,756,827	△18,947	3,737,880
	2)国庫補助金	1,156,046	△198,545	957,501
(15)府支出金		1,786,728	△5,144	1,781,584
	1)府負担金	1,282,512	205	1,282,717
	2)府補助金	390,751	2,116	392,867
	3)府委託金	113,465	△7,465	106,000
(16)財産収入		13,887	1,044	14,931
	1)財産運用収入	11,131	119	11,250
	2)財産売払収入	2,756	925	3,681
(17)寄附金		66,343	30	66,373

款	項	補正前の額	補正額	計
	1) 寄附金	66,343	30	66,373
(18) 繰入金		1,381,929	△253,645	1,128,284
	1) 基金繰入金	1,230,031	△253,645	976,386
(19) 諸収入		188,940	△3,000	185,940
	6) 雑入	176,477	△3,000	173,477
(20) 市債		2,815,708	△121,300	2,694,408
	1) 市債	2,815,708	△121,300	2,694,408
歳入合計		25,121,146	△460,338	24,660,808

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,316,283	△10,330	2,305,953
	1) 総務管理費	1,769,693	19,484	1,789,177
	2) 徴税費	287,054	△941	286,113
	3) 戸籍住民基本台帳費	130,470	△4,883	125,587
	4) 選挙費	100,730	△23,990	76,740
(3) 民生費		10,952,849	△185,694	10,767,155
	1) 社会福祉費	3,351,742	△104,582	3,247,160
	2) 児童福祉費	3,756,998	△39,581	3,717,417
	5) 介護保険費	854,070	△41,531	812,539
(4) 衛生費		1,991,932	△31,721	1,960,211
	1) 保健衛生費	772,045	△8,073	763,972
	2) 清掃費	1,211,437	△23,648	1,187,789
(5) 農林水産業費		166,216	△12,750	153,466
	1) 農業費	160,906	△12,750	148,156
(7) 土木費		1,816,617	△233,220	1,583,397
	2) 道路橋梁費	368,660	△48,565	320,095

款	項	補正前の額	補正額	計
	4)都市計画費	1,145,747	△170,719	975,028
	5)住宅費	122,086	△13,936	108,150
(8)消防費		870,704	7,059	877,763
	1)消防費	870,704	7,059	877,763
(9)教育費		3,305,747	23,480	3,329,227
	1)教育総務費	355,973	△14,683	341,290
	2)小学校費	501,146	△9,753	491,393
	3)中学校費	1,519,042	52,691	1,571,733
	4)幼稚園費	419,092	△5,000	414,092
	5)社会教育費	430,965	△651	430,314
	6)保健体育費	79,529	876	80,405
(10)公債費		2,990,966	△5,600	2,985,366
	1)公債費	2,990,966	△5,600	2,985,366
(11)諸支出金		265,251	1,074	266,325
	2)公共施設整備基金費	2,155	966	3,121
	6)地域福祉基金費	1,009	51	1,060
	7)緑化基金費	914	57	971

(12)災害復旧費		103,635	△12,636	90,999
	1)公共土木施設災害復旧費	103,635	△12,636	90,999
歳	出	25,121,146	△460,338	24,660,808
	合			
	計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	4,879千円
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	107,998千円
教育費	中学校費	中学校施設保全整備事業	105,585千円
教育費	中学校費	中学校老朽化対策事業	49,896千円
教育費	社会教育費	児童館事業	8,000千円
教育費	保健体育費	スポーツ施設管理運営事業	750千円

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中学校空調設備リース事業（平成28年度）	平成28年度～平成42年度	253,000千円	補正前と同じ	160,000千円

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ごみ処理施設整備事業	千円 13,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。	千円 12,500	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
農道整備事業	20,400	〃	〃	〃	9,000	〃	〃	〃
駐輪場整備事業	23,800	〃	〃	〃	18,600	〃	〃	〃
道路整備事業	159,600	〃	〃	〃	80,000	〃	〃	〃
住宅整備事業	18,500	〃	〃	〃	14,900	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	1,155,100	〃	〃	〃	1,147,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	39,700	〃	〃	〃	27,100	〃	〃	〃

平成28年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,595,390	131,020	2,726,410			
(1)	地方交付税	2,595,390	131,020	2,726,410			
	1) 地方交付税	2,595,390	131,020	2,726,410	1. 地方交付税	131,020	
1 2	分担金及び負担金	360,597	8,149	368,746			
(1)	負 担 金	360,597	8,149	368,746			
	1) 民生費負担金	183,245	8,149	191,394	1. 児童福祉費負担金	8,149	障害児通所施設負担金
1 4	国庫支出金	4,928,956	△217,492	4,711,464			
(1)	国庫負担金	3,756,827	△18,947	3,737,880			
	1) 民生費負担金	3,755,662	△18,947	3,736,715	2. 児童福祉費負担金	△1,390	母子生活支援施設入所措置費負担金
					3. 児童手当負担金	△25,419	非被用者分 △14,277 特例給付分 △230 被用者0～3歳未滿分 △3,318 被用者3歳～中学校修了前分 △7,594
					4. 児童扶養手当負担金	△5,710	
					9. 障害児施設給付費等負担金	13,572	
(2)	国庫補助金	1,156,046	△198,545	957,501			

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
1) 総務費補助金	58,695	△4,377	54,318	1.	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	△920	厚生労働省分	
				2.	個人番号カード交 付事業費補助金	△5,457		
				6.	個人番号カード交 付事務費補助金	2,000		
	2) 民生費補助金	547,410	△145,641	401,769	6.	臨時福祉給付金給 付事業費補助金	△9,426	
					8.	低所得高齢者給付 金事業費補助金	△40,530	
					10.	低所得障害遺族基 礎年金受給者給付 金事業費補助金	△54,000	
					13.	介護保険事業費補 助金	△41,685	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	4) 土木費補助金	288,165	△112,006	176,159	2.	信達樽井線改良事 業補助金	△3,080	
					3.	砂川樫井線新設事 業補助金	△63,250	
					4.	公営住宅整備事業 補助金	△7,129	
5.					橋梁改修等事業補 助金	△20,708		

					8. 和泉砂川駅周辺整備事業補助金	△8,473	
					9. 道路新設改良事業補助金	△4,366	
					11. 公営住宅家賃対策補助金	△5,000	
	5) 教育費補助金	258,880	63,479	322,359	6. 学校教育設備整備費等補助金	63,479	
15 府支出金		1,786,728	△5,144	1,781,584			
(1) 府負担金		1,282,512	205	1,282,717			
	1) 民生費負担金	1,281,930	205	1,282,135	1. 児童福祉費負担金	△695	母子生活支援施設入所措置費負担金
					2. 児童手当負担金	△5,886	非被用者分 特例給付分 被用者0～3歳未滿分 被用者3歳～中学校修了前分
					10. 障害児施設給付費等負担金	6,786	△3,570 △58 △359 △1,899
(2) 府補助金		390,751	2,116	392,867			
	2) 民生費補助金	310,334	116	310,450	11. 介護保険事業費補助金	116	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業費補助金
	8) 教育費補助金	27,280	2,000	29,280	10. 学校・家庭・地域連携推進事業費補助金	2,000	
(3) 府委託金		113,465	△7,465	106,000			

款 15 府支出金

項 3 府委託金

款 15 府支出金 項 3 府委託金 目 1 総務費委託金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 総務費委託金	111,276	△7,465	103,811	5. 大阪海区漁業調整 委員会委員選挙委 託金	△1,186	
					6. 参議院議員通常選 挙委託金	△6,279	
16 財産収入		13,887	1,044	14,931			
(1) 財産運用収入		11,131	119	11,250			
	1) 利子及び配当金	5,676	119	5,795	1. 利子及び配当金	119	公共施設整備基金利子 41 地域福祉基金利子 51 緑化基金利子 27
(2) 財産売払収入		2,756	925	3,681			
	2) 不動産売払収入	1,556	925	2,481	1. 土地売払収入	925	公共用地売払収入
17 寄 附 金		66,343	30	66,373			
(1) 寄 附 金		66,343	30	66,373			
	3) 土木費寄附金		30	30	1. 緑化事業寄附金	30	
18 繰 入 金		1,381,929	△253,645	1,128,284			
(1) 基金繰入金		1,230,031	△253,645	976,386			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	200,000	△12,120	187,880	1. 公共施設整備基金 繰入金	△12,120	
	2) 公債費管理基金繰 入金	933,196	△239,865	693,331	1. 公債費管理基金繰 入金	△239,865	

	5) 地域福祉基金繰入金	19,960	△1,080	18,880	1. 地域福祉基金繰入金	△1,080	
	6) 緑化基金繰入金	36,247	△580	35,667	1. 緑化基金繰入金	△580	
19 諸収入		188,940	△3,000	185,940			
(6) 雑収入		176,477	△3,000	173,477			
	1) 雑収入	159,614	△3,000	156,614	2. 消防団員共済金収入	△3,000	退職報償金
20 市債		2,815,708	△121,300	2,694,408			
(1) 市債		2,815,708	△121,300	2,694,408			
	3) 衛生債	156,600	△1,200	155,400	2. ごみ処理施設整備事業債	△1,200	
	4) 農林水産業債	24,100	△11,400	12,700	1. 農道整備事業債	△11,400	
	5) 土木債	207,700	△88,400	119,300	1. 道路整備事業債	△79,600	
2. 住宅整備事業債					△3,600		
4. 駐輪場整備事業債					△5,200		
	7) 教育債	1,170,400	△7,700	1,162,700	1. 学校教育施設等整備事業債	△7,700	
	8) 災害復旧事業債	39,700	△12,600	27,100	1. 災害復旧事業債	△12,600	公共土木施設災害
歳入合計		25,121,146	△460,338	24,660,808			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 8 災害復旧事業債

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,316,283	△10,330	2,305,953	△11,842	1,512		
				国庫支出金 △4,377			
				府支出金 △7,465			
(1) 総務管理費	1,769,693	19,484	1,789,177	△920	20,404		
				国庫支出金 △920			
1) 一般管理費	156,133	△1,338	154,795		△1,338		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,086		47,167
				3. 職員手当等	△30		27,967
				4. 共 済 費	△222		14,768
[1] 人件費事業	89,902	△1,338	88,564		△1,338		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,086	一般職	47,167
				3. 職員手当等	△30	地域手当 住居手当 通勤手当	△105 91 △16
				4. 共 済 費	△222	共済組合納付金	14,768
2) 人事管理費	522,319	23,941	546,260		23,941		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	23,941		403,694
[1] 人件費事業	499,202	23,941	523,143		23,941		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	23,941	退職手当	403,694

5) 財政管理費	296,000	96	296,096		96			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	96		28,091	
[1] 人件費事業	80,336	96	80,432		96			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	96	扶養手当 地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	33 2 45 10 6	28,091
8) 財産管理費	73,367	△569	72,798		△569			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等 4. 共 済 費 18. 備品購入費	228 49 △846		11,698 5,478 5,128	
[1] 人件費事業	33,102	277	33,379		277			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	228	扶養手当 地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	143 8 30 29 18	11,698
				4. 共 済 費	49	共済組合納付金		5,478
[3] 車両管理事業	17,502	△846	16,656		△846	総務課		
				節 区 分	金 額			
				18. 備品購入費	△846	自動車購入費		5,128
9) 企 画 費	333,772	△418	333,354		△418			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△187 △483 252		49,853 34,387 14,859	

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 9 企画費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[1]人件費事業	99,099	△418	98,681		△418			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△187	一般職	49,853	
				3. 職員手当等	△483	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△117 △18 21 △214 △155	34,387
				4. 共 済 費	252	厚生年金保険料 健康保険料	163 89	14,859
10) 情報管理費	154,818	△1,428	153,390	△920	△508			
				国庫支出金 △920				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△1,428		111,886	
[3]住民情報記録システム事業	117,864	△1,428	116,436	△920	△508	総務課		
				国庫支出金 △920				
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 △920]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△1,428	電算システム改修委託料	104,649	
14) 市立共同浴場運営費	16,321	△800	15,521	△800				
				節 区 分	金 額			
				11. 需 用 費	△800		7,668	

[1]共同浴場管理運営事業	16,321	△800	15,521		△800	人権推進課	
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	△800	燃料費	7,668
(2)徴 税 費	287,054	△941	286,113		△941		
2)徴 収 費	107,431	△941	106,490		△941		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△229		36,867
				3.職員手当等	△712		24,431
[1]人件費事業	73,788	△941	72,847		△941		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△229	一般職	36,867
				3.職員手当等	△712	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△21 △16 △240 △435
(3)戸籍住民基本台帳費	130,470	△4,883	125,587	△3,457	△1,426		
				国庫支出金			
				△3,457			
1)戸籍住民基本台帳費	130,470	△4,883	125,587	△3,457	△1,426		
				国庫支出金			
				△3,457			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	377		48,618
				3.職員手当等	197		26,707
				19.負担金、補助及び 交付金	△5,457		20,875
[1]人件費事業	90,650	574	91,224		574		

款 2 総 務 費 項 3 戸籍住民基本台帳費 目 1 戸籍住民基本台帳費

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費 目 1 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	377	一般職	48,618
				3. 職員手当等	197	地域手当 住居手当 通勤手当	22 162 13 26,707
[2] 住民登録事務事業	31,525	△5,457	26,068	△3,457	△2,000	市民課	
				国庫支出金 △3,457			
				[個人番号カード交付事業費補助金 △5,457]			
				[個人番号カード交付事務費補助金 2,000]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び交付金	△5,457	個人番号カード交付事業負担金	20,875
(4) 選 挙 費	100,730	△23,990	76,740	△7,465	△16,525		
				府支出金 △7,465			
2) 参議院議員通常選挙費	26,168	△6,279	19,889	△6,279			
				府支出金 △6,279			
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△48		1,443
				3. 職員手当等	△2,383		11,182
				7. 賃金	△295		1,809
				8. 報償費	△79		179
				9. 旅費	△8		8
				11. 需用費	△324		660
				12. 役務費	△33		2,135

				13. 委託料 14. 使用料及び賃借料 16. 原材料費 18. 備品購入費	△2,444 △584 △27 △54		5,615 1,598 27 1,512
[1]選挙等執行事業	26,168	△6,279	19,889	△6,279		選挙管理委員会事務局	
				府支出金 △6,279			
				[参議院議員通常選挙委託金 △6,279]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△48	開票立会人報酬	1,443
				3. 職員手当等	△2,383	超勤手当 管理職特別勤務手当	△2,215 △168 11,182
				7. 賃 金	△295	アルバイト賃金	1,809
				8. 報 償 費	△79	ポスター掲示場設置箇所謝礼	179
				9. 旅 費	△8	費用弁償 普通旅費	△2 △6 8
				11. 需 用 費	△324	消耗品費 食糧費 印刷製本費	△275 △6 △43 660
				12. 役 務 費	△33	コピーパフォーマンス料	2,135
				13. 委 託 料	△2,444	電算委託料 選挙公報配布委託料 ポスター掲示場設置及び撤去委託料	△400 △158 △1,886 5,615
				14. 使用料及び賃借料	△584	器具借上料 会場借上料	△403 △181 1,598
				16. 原材料費	△27		27
				18. 備品購入費	△54	器具購入費	1,512
3)市議会議員一般選挙費	44,633	△16,525	28,108		△16,525		

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 3 市議会議員一般選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費 目 3 市議会議員一般選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△25		1,134
				3. 職員手当等	△2,169		9,797
				7. 賃 金	△219		784
				8. 報 償 費	△33		179
				9. 旅 費	△4		4
				11. 需 用 費	△965		2,746
				12. 役 務 費	△170		2,336
				13. 委 託 料	△2,499		6,143
				14. 使用料及び賃借料	△439		1,216
				16. 原材料費	△22		22
				19. 負担金、補助及び 交付金	△9,980		20,272
[1] 選挙等執行事業	44,633	△16,525	28,108		△16,525	選挙管理委員会事務局	
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△25	選挙長報酬 △14 選挙立会人報酬 △11	1,134
				3. 職員手当等	△2,169	超勤手当 △1,863 管理職特別勤務手当 △306	9,797
				7. 賃 金	△219	アルバイト賃金	784
				8. 報 償 費	△33	ポスター掲示場設置箇所謝礼	179
				9. 旅 費	△4	普通旅費	4
				11. 需 用 費	△965	消耗品費 △168 食糧費 △8 印刷製本費 △789	2,746
				12. 役 務 費	△170	コピーパフォーマンス料 △16 ポスター掲示場賠償責任保険料 △5 不在者投票管理執行手数料 △149	2,336
				13. 委 託 料	△2,499	電算委託料 △482 選挙公報配布委託料 △185 ポスター掲示場設置及び撤去委託料 △1,832	6,143
				14. 使用料及び賃借料	△439	駐車通行料 △10 投票所借上料 △5 器具借上料 △292 会場借上料 △132	1,216

				16. 原材料費	△22		22
				19. 負担金、補助及び交付金	△9,980	選挙運動用通常葉書郵送料負担金 △398 選挙運動用自動車使用料負担金 △6,467 選挙運動用ポスター作成負担金 △3,115	20,272
4) 大阪海区漁業調整委員会委員選挙費	1,195	△1,186	9				
				府支出金	△1,186		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△459		459
				3. 職員手当等	△644		644
				11. 需用費	△37		41
				12. 役務費	△41		46
				14. 使用料及び賃借料	△5		5
[1] 選挙等執行事業	1,195	△1,186	9			選挙管理委員会事務局	
				府支出金	△1,186		
				[大阪海区漁業調整委員会委員選挙委託金	△1,186]		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△459	投票管理者報酬 △25 投票立会人報酬 △46 開票管理者報酬 △13 開票立会人報酬 △115 期日前投票所の投票管理者報酬 △92 期日前投票所の投票立会人報酬 △168	459
				3. 職員手当等	△644	超勤手当	644
				11. 需用費	△37	消耗品費 △4 食糧費 △33	41
				12. 役務費	△41	郵便料 △27 コピーパフォーマンス料 △10 選挙事務従事者等傷害保険料 △4	46
				14. 使用料及び賃借料	△5	駐車通行料	5

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 4 大阪海区漁業調整委員会委員選挙費

款 3 民 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3 民 生 費	10,952,849	△185,694	10,767,155	△157,198	△28,496		
				分担金及び負担金 8,149			
				国庫支出金 △164,588			
				府支出金 321			
				繰入金 △1,080			
(1) 社会福祉費	3,351,742	△104,582	3,247,160	△105,036	454		
				国庫支出金 △103,956			
				繰入金 △1,080			
1) 社会福祉総務費	551,820	△105,036	446,784	△105,036			
				国庫支出金 △103,956			
				繰入金 △1,080			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△105,036		416,215
[4] 社会福祉協議会 補助金事業	38,937	△1,080	37,857	△1,080		長寿社会推進課	
				繰入金 △1,080 [地域福祉基金繰入金 △1,080]			

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△1,080	社会福祉協議会補助金	38,937
[13]臨時福祉給付金 給付事業	70,317	△9,426	60,891	△9,426		生活福祉課	
				国庫支出金 △9,426 [臨時福祉給付金給 付事業費補助金 △9,426]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△9,426	臨時福祉給付金	56,700
[14]低所得高齢者給 付金給付事業	236,638	△40,530	196,108	△40,530		生活福祉課	
				国庫支出金 △40,530 [低所得高齢者給付 金事業費補助金 △40,530]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△40,530	低所得高齢者給付金	225,000
[15]低所得障害遺族 基礎年金受給者 給付金給付事業	78,549	△54,000	24,549	△54,000		生活福祉課	
				国庫支出金 △54,000 [低所得障害遺族基 礎年金受給者給付 金事業費補助金 △54,000]			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△54,000	低所得障害遺族基礎年金受給者給付金	69,000
5) 国民年金費	16,549	265	16,814		265		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	265		4,467
[1] 人件費事業	15,505	265	15,770		265		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	265	扶養手当 78 地域手当 5 住居手当 162 通勤手当 △13 期末手当 20 勤勉手当 13	4,467
8) 障害福祉費	1,495,237	189	1,495,426		189		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	189		26,097
[1] 人件費事業	82,141	189	82,330		189		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	189	住居手当	25,788
(2) 児童福祉費	3,756,998	△39,581	3,717,417		△10,593	△28,988	
				分担金及び負担金	8,149		
				国庫支出金	△18,947		
				府支出金	205		
1) 児童福祉総務費	1,256,661	△37,185	1,219,476		△31,305	△5,880	

				国庫支出金 △25,419			
				府支出金 △5,886			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△37,185		1,237,860
[2]児童手当事業	1,236,678	△37,185	1,199,493	△31,305	△5,880	生活福祉課	
				国庫支出金 △25,419			
				[児童手当負担金 △25,419]			
				府支出金 △5,886			
				[児童手当負担金 △5,886]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△37,185	児童手当費	1,235,460
3)母子福祉費	339,658	△19,912	319,746	△7,795	△12,117		
				国庫支出金 △7,100			
				府支出金 △695			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△19,912		337,248
[1]児童扶養手当事業	322,202	△17,131	305,071	△5,710	△11,421	生活福祉課	
				国庫支出金 △5,710			
				[児童扶養手当負担金 △5,710]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△17,131	児童扶養手当費	320,774
[3] 母子生活支援施設入所事業	3,120	△2,781	339		△2,085	生活福祉課	
				国庫支出金 △1,390	△696		
				[母子生活支援施設入所措置費負担金 △1,390]			
				府支出金 △695			
				[母子生活支援施設入所措置費負担金 △695]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△2,781	母子生活支援施設入所扶助費	3,120
5) 保育子育て支援費	96,052	144	96,196		144		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	144		27,575
[1] 人件費事業	85,874	144	86,018		144		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	144	扶養手当 53 児童手当 75 期末手当 10 勤勉手当 6	27,575
6) 保育教育支援費	1,291,086	△5,910	1,285,176		△5,910		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 7. 賃 金	90 △6,000		57,467 32,757

[1]人件費事業	208,893	90	208,983		90		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	90	児童手当	57,467
[3]認定こども園事業	67,528	△6,000	61,528		△6,000	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	△6,000	アルバイト賃金	32,757
7)子ども総合支援センター費	218,454	△1,314	217,140		△1,314		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等	△1,033 △281		84,752 37,020
[1]人件費事業	143,918	△1,314	142,604		△1,314		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,033	一般職	84,752
				3.職員手当等	△281	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△62 7 △124 △102
8)地域子育て支援センター事業費	67,422	△2,548	64,874	8,149	△10,697		
				分担金及び負担金 8,149			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 7.賃 金	△1,329 △219 △1,000		19,906 10,733 9,384
[1]人件費事業	37,076	△1,548	35,528	8,149	△9,697		
				分担金及び負担金 8,149			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[障害児通所施設負担金 8,149]			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,329	一般職	19,906
				3. 職員手当等	△219	扶養手当 地域手当 通勤手当	△78 △115 △26 10,733
[2] 地域子育て支援拠点事業	26,124	△1,000	25,124		△1,000	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△1,000	アルバイト賃金	5,938
9) 障害児通所給付費	308,344	27,144	335,488	20,358	6,786		
				国庫支出金 13,572			
				府支出金 6,786			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	27,144		307,642
[1] 障害児通所給付事業	308,344	27,144	335,488	20,358	6,786	保育子育て支援課	
				国庫支出金 13,572			
				[障害児施設給付費等負担金 13,572]			
				府支出金 6,786			

				[障害児施設給付費 等負担金 6,786]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	27,144	放課後等デイサービス給付費 児童発達支援給付費 保育所等訪問支援給付費	16,893 9,189 1,062
(5)介護保険費	854,070	△41,531	812,539	△41,569	38		307,642
				国庫支出金 △41,685			
				府支出金 116			
1)介護保険費	854,070	△41,531	812,539	△41,569	38		
				国庫支出金 △41,685			
				府支出金 116			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△41,531		43,939
[2]社会福祉法人減 免措置事業	408	154	562	116	38	長寿社会推進課	
				府支出金 116			
				[社会福祉法人等利 用者負担額軽減措 置事業費補助金 116]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	154	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金	400
[3]介護保険施設整 備事業	43,539	△41,685	1,854	△41,685		長寿社会推進課	

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △41,685			
				[地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金 △41,685]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△41,685	既存施設のスプリンクラー設備等整備事業補助金	43,539
4 衛 生 費	1,991,932	△31,721	1,960,211	△1,200	△30,521		
				市債	△1,200		
(1)保健衛生費	772,045	△8,073	763,972		△8,073		
1)保健センター費	101,629	△8,073	93,556		△8,073		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,206		47,783
				3. 職員手当等	△2,483		27,145
				4. 共 済 費	△1,384		15,667
[1]人件費事業	90,595	△8,073	82,522		△8,073		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,206	一般職	47,783
				3. 職員手当等	△2,483	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△234 △267 △62 △120 △1,114 △686
				4. 共 済 費	△1,384	共済組合納付金	15,667
(2)清 掃 費	1,211,437	△23,648	1,187,789	△1,200	△22,448		
				市債	△1,200		

2) 塵芥処理費	955,012	△23,648	931,364	△1,200	△22,448			
				市債				
				△1,200				
				節 区 分	金 額			
				18. 備品購入費	△1,592		18,400	
				19. 負担金、補助及び 交付金	△22,056		529,052	
[4] 泉南清掃事務組 合負担金事業	528,733	△22,056	506,677		△22,056	清掃課		
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	△22,056	泉南清掃事務組合負担金	528,733	
[5] 塵芥収集車両整 備事業	18,300	△1,592	16,708	△1,200	△392	清掃課		
				市債				
				△1,200				
				[ごみ処理施設整備 事業債				
				△1,200]				
節 区 分	金 額							
				18. 備品購入費	△1,592	自動車購入費	18,300	
5 農林水産業費	166,216	△12,750	153,466	△11,400	△1,350			
				市債				
				△11,400				
(1) 農 業 費	160,906	△12,750	148,156	△11,400	△1,350			
				市債				
				△11,400				
3) 農業振興費	30,694	△12,750	17,944	△11,400	△1,350			
				市債				
				△11,400				

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 3 農業振興費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 3 農業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△12,750		28,200
[4] 泉南地区農免農 道整備事業	22,750	△12,750	10,000	△11,400	△1,350	産業観光課	
				市債 △11,400 [農道整備事業債 △11,400]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△12,750	泉南地区農免農道整備事業負担金	22,750
7 土 木 費	1,816,617	△233,220	1,583,397	△200,986	△32,234		
				国庫支出金 △112,006			
				繰入金 △580			
				市債 △88,400			
(2) 道路橋梁費	368,660	△48,565	320,095	△44,174	△4,391		
				国庫支出金 △25,074			
				市債 △19,100			
2) 交通安全対策費	106,212	△7,565	98,647	△5,200	△2,365		
				市債 △5,200			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△7,565		19,432

[2] 自転車置場管理 事業	45, 143	△7, 565	37, 578	△5, 200	△2, 365	環境整備課	
				市債 △5, 200			
				[駐輪場整備事業債 △5, 200]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△7, 565		11, 000
3) 道路維持費	163, 307	△37, 000	126, 307	△34, 858	△2, 142		
				国庫支出金 △19, 058			
				市債 △15, 800			
				節 区 分	金 額		
[1] 道路維持管理事 業	131, 877	△37, 000	94, 877	△34, 858	△2, 142	道路課	
				国庫支出金 △19, 058			
				[橋梁改修等事業補 助金 △20, 708]			
				[道路新設改良事業 補助金 1, 650]			
				市債 △15, 800			
				[道路整備事業債 △15, 800]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△37, 000	85, 000	
5) 道路新設改良費	66, 071	△4, 000	62, 071	△4, 116	116		

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △6,016			
				市債 1,900			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△4,000		30,000
[1]道路新設改良事業	66,071	△4,000	62,071	△4,116	116	道路課	
				国庫支出金 △6,016			
				[道路新設改良事業 補助金 △6,016]			
				市債 1,900			
				[道路整備事業債 1,900]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△4,000		30,000
(4)都市計画費	1,145,747	△170,719	975,028	△141,083	△29,636		
				国庫支出金 △74,803			
				繰入金 △580			
				市債 △65,700			
1)都市計画総務費	63,055	153	63,208		153		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	153		19,595

[1]人件費事業	57,835	153	57,988		153		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	153	通勤手当	19,595
2)公園管理費	54,459	△1,100	53,359	△580	△520		
				繰入金			
				△580			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	△1,100		5,897
[2]公園緑地等維持 管理事業	53,536	△1,100	52,436	△580	△520	住宅公園課	
				繰入金			
				△580			
				[緑化基金繰入金 △580]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	△1,100		5,897
3)公共下水道費	762,155	△20,000	742,155		△20,000		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	△20,000		762,155
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	762,155	△20,000	742,155		△20,000	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	△20,000	下水道事業特別会計への繰出金	762,155
4)都市計画道路事 業費	156,764	△129,772	26,992	△123,230	△6,542		
				国庫支出金			
				△66,330			
				市債	△56,900		

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 都市計画道路事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費 13. 委 託 料 17. 公有財産購入費	△1,172 △23,000 △105,600		1,531 49,280 105,600
[1] 信達樽井線改良事業	6,301	△5,600	701	△5,280	△320	道路課	
				国庫支出金 △3,080 [信達樽井線改良事業補助金 △3,080]			
				市債 △2,200 [道路整備事業債 △2,200]			
				節 区 分	金 額		
				17. 公有財産購入費	△5,600		5,600
[2] 砂川樫井線新設事業	150,463	△124,172	26,291	△117,950	△6,222	道路課	
				国庫支出金 △63,250 [砂川樫井線新設事業補助金 △63,250]			
				市債 △54,700 [道路整備事業債 △54,700]			
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	△1,172	不動産鑑定料	1,173
				13. 委 託 料	△23,000	測量・分筆図作成委託料	△8,000 49,000

						設計委託料	△15,000	
				17. 公有財産購入費	△100,000			100,000
5) 和泉砂川駅周辺整備事業費	109,314	△20,000	89,314	△17,273	△2,727			
				国庫支出金				
				△8,473				
				市債				
				△8,800				
				節 区 分	金 額			
				17. 公有財産購入費	△10,000			47,000
				22. 補償、補填及び賠償金	△10,000			43,000
[1] 和泉砂川駅周辺整備事業	109,314	△20,000	89,314	△17,273	△2,727	道路課		
				国庫支出金				
				△8,473				
				[和泉砂川駅周辺整備事業補助金				
				△8,473]				
				市債				
				△8,800				
				[道路整備事業債				
				△8,800]				
				節 区 分	金 額			
				17. 公有財産購入費	△10,000			47,000
				22. 補償、補填及び賠償金	△10,000			43,000
(5) 住宅費	122,086	△13,936	108,150	△15,729	1,793			
				国庫支出金				
				△12,129				
				市債				
				△3,600				

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費

款 7 土 木 費 項 5 住 宅 費 目 1 住 宅 管 理 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1)住宅管理費	71,289	0	71,289	△5,000	5,000		
				国庫支出金 △5,000			
[1]人件費事業	28,772	0	28,772	△121	121		
				国庫支出金 △121			
				[公営住宅家賃対策 補助金 △121]			
[2]市営住宅維持管 理事業	42,517	0	42,517	△4,879	4,879		
				国庫支出金 △4,879			
				[公営住宅家賃対策 補助金 △4,879]			
2)住宅建替事業費	32,976	△11,936	21,040	△10,729	△1,207		
				国庫支出金 △7,129			
				市債 △3,600			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△11,936		29,000
[1]住宅建替事業	32,976	△11,936	21,040	△10,729	△1,207	住宅公園課	
				国庫支出金 △7,129			
				[公営住宅整備事業 補助金 △7,129]			
				市債 △3,600			

				[住宅整備事業債 △3,600]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△11,936		29,000
3) 空家対策事業費	17,821	△2,000	15,821		△2,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	△2,000		17,356
[2] 空家対策事業	17,542	△2,000	15,542		△2,000	住宅公園課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	△2,000	調査委託料	17,356
8 消 防 費	870,704	7,059	877,763	△3,000	10,059		
				諸収入	△3,000		
(1) 消 防 費	870,704	7,059	877,763	△3,000	10,059		
				諸収入	△3,000		
1) 常備消防費	815,984	10,059	826,043		10,059		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,059		815,920
[2] 泉州南消防組合 参画事業	798,270	10,059	808,329		10,059	危機管理課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,059	泉州南消防組合負担金	798,270
2) 非常備消防費	52,771	△3,000	49,771	△3,000			
				諸収入	△3,000		

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 2 非常備消防費

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 2 非常備消防費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△3,000		6,036
[1] 消防団事業	46,027	△3,000	43,027	△3,000		危機管理課	
				諸収入 △3,000 [退職報償金 △3,000]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△3,000	退職報償金	6,036
9 教 育 費	3,305,747	23,480	3,329,227	57,779	△34,299		
				国庫支出金 63,479			
				府支出金 2,000			
				市債 △7,700			
(1) 教育総務費	355,973	△14,683	341,290		△14,683		
3) 指 導 費	87,903	△4,000	83,903		△4,000		
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△4,000		48,189
[4] 障害児介助員等 配置事業	43,248	△4,000	39,248		△4,000	学務課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△4,000	障害児介助員賃金	43,248
6) プール施設費	27,188	△10,683	16,505		△10,683		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△15		128

				11. 需用費 12. 役務費 13. 委託料 18. 備品購入費	△3,584 △75 △5,378 △1,631		6,483 1,072 13,065 2,500
[2] 学校プール一般 開放事業	17,029	△10,683	6,346		△10,683	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△15	委員報酬	128
				11. 需用費	△3,584	消耗品費 印刷製本費 修繕料	△991 △63 △2,530
				12. 役 務 費	△75	水質検査料	387
				13. 委 託 料	△5,378	プール総合管理委託料	8,371
				18. 備品購入費	△1,631	器具購入費	2,500
(2) 小学校費	501,146	△9,753	491,393	△156	△9,597		
				国庫支出金 2,644			
				市債 △2,800			
1) 学校管理費	138,619	△1,880	136,739		△1,880		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等	△1,716 △164		15,724 9,124
[1] 人件費事業	30,136	△1,880	28,256		△1,880		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,716	一般職	15,724
				3. 職員手当等	△164	地域手当 通勤手当	△122 △42
3) 学校施設整備費	134,994	0	134,994	△156	156		
				国庫支出金 2,644			

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 △2,800			
[1]施設保全整備事業	134,994	0	134,994	△156	156		
				国庫支出金 2,644 [学校教育設備整備 費等補助金 2,644]			
				市債 △2,800 [学校教育施設等整 備事業債 △2,800]			
4)学校給食センター費	158,705	△7,873	150,832		△7,873		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,144		15,747
				3. 職員手当等	△89		9,308
				4. 共 済 費	△140		4,944
				13. 委 託 料	△6,500		96,881
[1]人件費事業	30,022	△1,373	28,649		△1,373		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,144	一般職	15,747
				3. 職員手当等	△89	地域手当 通勤手当	△69 △20 9,308
				4. 共 済 費	△140	共済組合納付金	4,944
[2]小学校給食提供事業	128,683	△6,500	122,183		△6,500	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△6,500	給食業務委託料	96,881

(3)中学校費	1,519,042	52,691	1,571,733	55,935	△3,244			
				国庫支出金 60,835				
				市債 △4,900				
3)学校施設整備費	1,286,044	56,191	1,342,235	55,935	256			
				国庫支出金 60,835				
				市債 △4,900				
				節 区 分	金 額			
				13.委託料 15.工事請負費	1,191 55,000		65,309 1,211,736	
[1]施設保全整備事業	58,486	56,191	114,677	56,007	184	教育総務課		
				国庫支出金 6,107				
				[学校教育設備整備 費等補助金 6,107]				
				市債 49,900				
				[学校教育施設等整 備事業債 49,900]				
				節 区 分	金 額			
				13.委託料	1,191	設計委託料	2,449	
15.工事請負費	55,000	各中学校整備工事	47,460					
[2]中学校老朽化対策事業	1,227,558	0	1,227,558	△72	72			
				国庫支出金 54,728				

款 9 教育費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

款 9 教育費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[学校教育設備整備 費等補助金 54,728]			
				市債 △54,800 [学校教育施設等整 備事業債 △54,800]			
4) 中学校給食費	99,083	△3,500	95,583		△3,500		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,500		96,517
[1] 中学校給食提供 事業	99,083	△3,500	95,583		△3,500	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,500	給食業務委託料	96,517
(4) 幼稚園費	419,092	△5,000	414,092		△5,000		
2) 教育振興費	112,961	△5,000	107,961		△5,000		
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△5,000		27,857
[2] 学校園管理運営 事業	46,841	△5,000	41,841		△5,000	学務課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△5,000	障がい児加配教員賃金	27,857
(5) 社会教育費	430,965	△651	430,314	2,000	△2,651		
				府支出金 2,000			
1) 社会教育総務費	58,499	△2,651	55,848		△2,651		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,511		28,305
				3. 職員手当等	△1,140		18,878
[1]人件費事業	57,225	△2,651	54,574		△2,651		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,511	一般職	28,305
				3. 職員手当等	△1,140	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△180 △103 12 △80 △495 △294
6)児童館事業費	6,578	2,000	8,578	2,000			
				府支出金			
				2,000			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,000		6,000
[1]児童館事業	6,578	2,000	8,578	2,000		青少年センター	
				府支出金			
				2,000			
				[学校・家庭・地域 連携推進事業費補助 金			
				2,000]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,000	教材備品購入費	6,000
(6)保健体育費	79,529	876	80,405		876		
1)保健体育総務費	12,665	126	12,791		126		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	126		3,822
[1]人件費事業	12,123	126	12,249		126		

款 9 教 育 費 項 6 保健体育費 目 1 保健体育総務費

款 9 教 育 費 項 6 保 健 体 育 費 目 1 保 健 体 育 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	126	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	91 6 18 11	3,822
3) 体育施設費	58,126	750	58,876		750			
				節 区 分	金 額			
				11. 需用費	750			4,235
[4] スポーツ施設管理運営事業	227	750	977		750	生涯学習課		
				節 区 分	金 額			
				11. 需用費	750	修繕料		227
10 公債費	2,990,966	△5,600	2,985,366		△5,600			
(1) 公債費	2,990,966	△5,600	2,985,366		△5,600			
2) 利 子	343,277	△5,600	337,677		△5,600			
				節 区 分	金 額			
				23. 償還金、利子及び割引料	△5,600			343,277
[2] 一時借入金利子支払事業	10,000	△5,600	4,400		△5,600	会計課		
				節 区 分	金 額			
				23. 償還金、利子及び割引料	△5,600	一時借入金利子		10,000
11 諸支出金	265,251	1,074	266,325		1,074			
				財産収入	1,044			
				寄附金	30			

(2) 公共施設整備基金費	2,155	966	3,121	966				
				財産収入	966			
1) 公共施設整備基金費	2,155	966	3,121	966				
				財産収入	966			
				節 区 分	金 額			
				25. 積 立 金	966			2,155
[1] 公共施設整備基金事業	2,155	966	3,121	966		財政課・行革・財産活用室		
				財産収入	966			
				[公共施設整備基金 利子	41]			
				[公共用地売却収入	925]			
				節 区 分	金 額			
25. 積 立 金	966	財政課 積 立 金 行革・財産活用室 積 立 金	41 925	2,155				
(6) 地域福祉基金費	1,009	51	1,060	51				
				財産収入	51			
1) 地域福祉基金費	1,009	51	1,060	51				
				財産収入	51			
				節 区 分	金 額			
				25. 積 立 金	51			1,009

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]地域福祉基金事業	1,009	51	1,060		51	長寿社会推進課	
				財産収入	51		
				[地域福祉基金利子	51]		
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	51		
(7)緑化基金費	914	57	971		57		
				財産収入	27		
				寄附金	30		
				節 区 分	金 額		
25.積立金	57	914					
1)緑化基金費	914	57	971		57		
				財産収入	27		
				寄附金	30		
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	57	914	
[1]緑化基金事業	914	57	971		57	住宅公園課	
				財産収入	27		
				[緑化基金利子	27]		
				寄附金	30		
				[緑化事業寄附金	30]		

				節 区 分	金 額		
				25. 積立金	57		914
1 2 災害復旧費	103,635	△12,636	90,999	△12,600	△36		
				市債 △12,600			
(1) 公共土木施設災害復旧費	103,635	△12,636	90,999	△12,600	△36		
				市債 △12,600			
1) 公共土木施設災害復旧費	103,635	△12,636	90,999	△12,600	△36		
				市債 △12,600			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△12,636		103,335
[1] 公共土木施設災害復旧事業	103,635	△12,636	90,999	△12,600	△36	道路課	
				市債 △12,600			
				[公共土木施設災害 △12,600]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△12,636		103,335
歳 出 合 計	25,121,146	△460,338	24,660,808	△339,373	△120,965		
				分担金及び負担金 8,149			
				国庫支出金 △217,492			
				府支出金 △5,144			

款 12 災害復旧費 項 1 公共土木施設災害復旧費 目 1 公共土木施設災害復旧費

款 12 災害復旧費 項 1 公共土木施設災害復旧費 目 1 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				財産収入 1,044			
				寄附金 30			
				繰入金 △1,660			
				諸収入 △3,000			
				市債 △121,300			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 24,453	千円 10,369	千円 1,468	千円 454	千円 36,744	千円 6,786	千円 43,530	その他の手当 通勤手当 334千円 児童手当 120千円
	議 員	16	92,263	0	33,545	0	0	125,808	39,545	165,353	
	その他の 特別職	800	67,083	0	0	0	0	67,083	0	67,083	
	計	819	159,346	24,453	43,914	1,468	454	229,635	46,331	275,966	
補正前	長 等	3	0	24,453	10,369	1,468	454	36,744	6,786	43,530	その他の手当 通勤手当 334千円 児童手当 120千円
	議 員	16	92,263	0	33,545	0	0	125,808	39,545	165,353	
	その他の 特別職	806	67,630	0	0	0	0	67,630	0	67,630	
	計	825	159,893	24,453	43,914	1,468	454	230,182	46,331	276,513	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	△ 6	△ 547	0	0	0	0	△ 547	0	△ 547	
	計	△ 6	△ 547	0	0	0	0	△ 547	0	△ 547	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 487	千円 1,741,580	千円 1,447,947	千円 3,189,527	千円 587,288	千円 3,776,815	
補正前	489	1,753,644	1,433,315	3,186,959	588,733	3,775,692	
比 較	△ 2	△ 12,064	14,632	2,568	△ 1,445	1,123	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	千円 55,832	千円 107,834	千円 41,232	千円 12,771	千円 74,166	千円 2,088	千円 30,455	千円 6,441	千円 24,280
	補正前	56,064	108,668	41,232	12,167	78,888	2,562	30,428	6,441	24,240
	比 較	△ 232	△ 834	0	604	△ 4,722	△ 474	27	0	40
	区 分	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	退職手当					
	補正後	千円 648	千円 421,108	千円 272,685	千円 398,407					
	補正前	648	423,208	274,303	374,466					
	比 較	0	△ 2,100	△ 1,618	23,941					

(2) 給料及び職員手当等の増額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考												
給 料	千円 △ 12,064	退職・休職等に伴う 減額分	千円 △ 12,064	退職・休職等に伴い不用額を減額	職員の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般職員</th> <th>任期付職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td>119人</td> <td>487人</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>119人</td> <td>489人</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0人</td> <td>△2人</td> </tr> </tbody> </table>	一般職員	任期付職員	計	補正後	119人	487人	補正前	119人	489人	比 較	0人	△2人
一般職員	任期付職員	計															
補正後	119人	487人															
補正前	119人	489人															
比 較	0人	△2人															
職員手当等	千円 14,632	退職に伴う増額分	千円 23,941	退職者増に伴い退職手当を増額	扶養手当 △ 232 千円 地域手当 △ 834 千円 住居手当 604 千円 超過勤務手当 △ 4,722 千円 管理職勤務手当 △ 474 千円 通勤手当 27 千円 児童手当 40 千円 期末手当 △ 2,100 千円 勤勉手当 △ 1,618 千円 退職手当 23,941 千円												
		退職・休職等に伴う 増減分	△ 9,309	退職・休職者等の各手当を増減													

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	1,632,200	14,821,552	1,523,500	14,712,852
(1) 土 木	189,200	4,097,225	104,400	4,012,425
(2) 農 林 水 産	27,600	169,522	16,200	158,122
(3) 教 育	1,176,000	2,490,372	1,168,300	2,482,672
(4) 公 営 住 宅	18,500	461,172	14,900	457,572
(6) 衛 生	159,200	956,987	158,000	955,787
2. 災 害 復 旧 費	39,700	115,581	27,100	102,981
(1) 土 木	39,700	115,581	27,100	102,981
計	2,859,008	27,292,749	2,737,708	27,171,449

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,751,270		8,751,270	35.5
(2) 地方譲与税	142,900		142,900	0.6
(3) 利子割交付金	18,100		18,100	0.1
(4) 配当割交付金	74,100		74,100	0.3
(5) 株式等譲渡所得割交付金	52,300		52,300	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,208,400		1,208,400	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,600		44,600	0.2
(8) 自動車取得税交付金	31,400		31,400	0.1
(9) 地方特例交付金	34,603		34,603	0.1
(10) 地方交付税	2,595,390	131,020	2,726,410	11.1
(11) 交通安全対策特別交付金	11,352		11,352	—
(12) 分担金及び負担金	360,597	8,149	368,746	1.5
(13) 使用料及び手数料	377,416		377,416	1.5
(14) 国庫支出金	4,928,956	△217,492	4,711,464	19.1
(15) 府支出金	1,786,728	△5,144	1,781,584	7.2
(16) 財産収入	13,887	1,044	14,931	0.1
(17) 寄 附 金	66,343	30	66,373	0.3
(18) 繰 入 金	1,381,929	△253,645	1,128,284	4.6
(19) 諸 収 入	188,940	△3,000	185,940	0.7
(20) 市 債	2,815,708	△121,300	2,694,408	10.9
(21) 繰 越 金	236,227		236,227	1.0

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	25,121,146	△460,338	24,660,808	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	247,460		247,460	1.0
(2) 総務費	2,316,283	△10,330	2,305,953	9.3
(3) 民生費	10,952,849	△185,694	10,767,155	43.7
(4) 衛生費	1,991,932	△31,721	1,960,211	7.9
(5) 農林水産業費	166,216	△12,750	153,466	0.6
(6) 商工費	73,486		73,486	0.3
(7) 土木費	1,816,617	△233,220	1,583,397	6.4
(8) 消防費	870,704	7,059	877,763	3.6
(9) 教育費	3,305,747	23,480	3,329,227	13.5
(10) 公債費	2,990,966	△5,600	2,985,366	12.1
(11) 諸支出金	265,251	1,074	266,325	1.1
(12) 災害復旧費	103,635	△12,636	90,999	0.4
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	25,121,146	△460,338	24,660,808	100.0

議案第19号

平成28年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,129,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		762,155	△20,000	742,155
	1) 一般会計繰入金	762,155	△20,000	742,155
歳入	合計	2,149,179	△20,000	2,129,179

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		468,966	△10,000	458,966
	1) 総務管理費	468,966	△10,000	458,966
(3) 公債費		1,379,374	△10,000	1,369,374
	1) 公債費	1,379,374	△10,000	1,369,374
歳 出 合 計		2,149,179	△20,000	2,129,179

平成28年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第4号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		762,155	△20,000	742,155			
(1) 一般会計繰入金		762,155	△20,000	742,155			
	1) 一般会計繰入金	762,155	△20,000	742,155	1. 一般会計繰入金	△20,000	
歳 入 合 計		2,149,179	△20,000	2,129,179			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

議案第20号

平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 後期高齢者医療保険料		532,533	9,389	541,922
	1) 後期高齢者医療保険料	532,533	9,389	541,922
歳入合計		722,754	9,389	732,143

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		694,263	9,389	703,652
	1) 後期高齢者医療広域連合納付金	694,263	9,389	703,652
歳 出	合 計	722,754	9,389	732,143

平成28年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 後期高齢者医療保 険料		532,533	9,389	541,922			
(1) 後期高齢者医療保 険料		532,533	9,389	541,922			
	1) 特別徴収保険料	332,667	1,800	334,467	1. 現年度分	1,800	
	2) 普通徴収保険料	199,866	7,589	207,455	1. 現年度分	7,589	
歳 入 合 計		722,754	9,389	732,143			

款 1 後期高齢者医療保険料 項 1 後期高齢者医療保険料 目 2 普通徴収保険料

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	694,263	9,389	703,652	9,389			
				後期高齢者医療保 険料 9,389			
(1)後期高齢者医療 広域連合納付金	694,263	9,389	703,652	9,389			
				後期高齢者医療保 険料 9,389			
1)後期高齢者医療 広域連合納付金	694,263	9,389	703,652	9,389			
				後期高齢者医療保 険料 9,389			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,389		694,263
[1]後期高齢者医療 広域連合納付事 業	694,263	9,389	703,652	9,389			
				後期高齢者医療保 険料 9,389			
				[現年度分 9,389]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,389	保険料等負担金	694,263
歳 出 合 計	722,754	9,389	732,143	9,389			

				後期高齢者医療保 険料 9,389			
--	--	--	--	-------------------------	--	--	--

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金

項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目 1 後期高齢者医療広域連合納付金

